

てんじんこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人亀之森住吉学園
設 立 年 月 日	昭和57年3月31日
所 在 地	池田市住吉2-3-1
電 話 番 号	072-761-8293
代 表 者 氏 名	理事長 名村啓史

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園てんじんこども園
施 設 の 所 在 地	池田市天神1-1-13
連 絡 先	電話番号072-761-3887 FAX072-761-3887
管 理 者	園長 名村研二郎
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定める保育を必要とする0～2歳児。並びに小学校就学始期の3年前から前年までの教育及び保育を必要とする子ども。
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 9人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 78人 <3号認定子ども> 満3歳未満の児童 58人
開 設 年 月 日	令和4年4月1日
事 業 所 番 号	27204020000062

3 サービスの目的・運営方針

当園は、就学前における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

(1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、

必要に応じ、様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が安心して自ら環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 穏やかで家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの子どもを大切にし、子どもたちが自己を発揮し、自分をかけがえのない存在であると実感できるような教育及び保育内容を実践し、子どもたちの生活の場として環境を整え、自立して生きていくための基礎なる力を培うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2388.55 m ²
	園庭	1243.83 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	924.30 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	60.67 m ²
ほふく室	1室	80.79 m ²
保育室	4室	252.8 m ²
遊戯室 (ホール)	1室	94.25 m ²
調理室	1室	40.82 m ²
医務室	1室	5.98 m ²
調乳室	1室	5.38 m ²

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	28	23	5	
看護師	1	1		
調理員	3	2	1	内2名は栄養士

「池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、教育・保育に従事する職員の平均経験年数は約12年である。

<各職種の勤務体系>

職 種	主な勤務体系
園長・副園長	7：00～19：00の間でシフト勤務。 1日あたり7.5時間～8.0時間勤務。
主幹保育教諭	
保育教諭	
看護師	
栄養士	
調理員・事務員	

- ※ ローテーションにより、各保育者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日等

- (1) 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
ただし、1号認定の子どもについては、月曜日から金曜日までとします。
- (2) 当園の休園日は、日曜日・祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）とします。
- (3) 次の期間及び日においては、1号認定の子どもに対する教育・保育の提供は原則として行いません。
 - ① 夏季休業日（8月1日から8月31日まで）
 - ② その他園長が必要と認めた日
 - ③ 園長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更することができる。

7 教育・保育を提供する時間

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	①3-4歳児：9時～13時 ②5歳児：9時～15時（※注1）
2号・3号 認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時～18時（※注2）
	保育短時間 (最大8時間)	9時～17時（※注2）

(※注1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間

教育標準時間を超えて保育を必要とされる場合は、19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用は、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)

また、最終登園時間は9時15分です。都合によりやむを得ない場合を除き、9時15分までに登園していただきますようお願いいたします。

(※注2) 保育標準時間認定及び保育短時間認定に係る教育・保育時間

それぞれの認定区分に応じて教育・保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用は、通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります)。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

原則は徒歩(ベビーカー含む)、自転車をお願いします。やむを得ず自家用車を利用される場合は、園の駐車場を利用する等、周りの迷惑にならないようお願いします。※絶対に路上駐車をしないでください。

(3) 食事の提供

園児の年齢や発達段階に応じ、食事を提供します。

※ 自園で栄養士が献立を作成し、栄養士・調理員で調理します。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等の食材があればご相談ください。医師の診断書により除去・代替えで対応します。

(4) その他

月～金曜日の午前9時から午後5時までの間で、一時保育を実施します。(行事等により受けられない場合もあります。事前登録・予約が必要です。)

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

教育・保育給付認定証の発行した市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合に保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める教育・保育給付要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

1 1 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科（小児科）

医療機関の名称	原医院
医師名	原統子
所在地	池田市石橋 4-17-26
電話番号	072-762-3282

(2) 歯科

医療機関の名称	清水歯科クリニック
医師名	清水達也
所在地	池田市井口堂 1-6-30
電話番号	072-763-1158

(3) 薬剤師

名称	薬剤師
薬剤師名	名村陽子
所在地	池田市住吉 2-3-18
電話番号	072-761-8293

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情窓口担当者 副園長 大内愛 ・苦情解決責任者 園長 名村研二郎 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 072-761-3887 F A X 072-761-3887 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
	第三者委員	酒本 哲聖
	<p>連絡先</p> <p>090-8936-2659</p> <p>旧天神保育園 元保護者</p>	

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済、賠償責任保険
保険の内容	怪我などに関わる費用、賠償責任費用を担保

1 6 個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に際し入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合や、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合は、その施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- (4) 保護者向け写真はインターネットで販売します。パスワードを設定し、セキュリティをかけたうえで行います。
- (5) 園内研修等、内部のみで使用する場合に限り、子どもたちを含む保育の様子を動画撮影する場合があります。

※また、園のホームページやパンフレット等に子どもたちを含む保育の画像を使わせていただく場合があります。万が一、個別に配慮が必要な場合は園長または担任までお申し出ください。

1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1. 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
災害共済費	保育所管理下における怪我等にかかる費用で、健康保険の自己負担分を日本スポーツ振興センター災害共済で補填するために、掛金の一部を負担するもの	年額 200円
教育保育環境充実費	最低基準を超えて、一人ひとりをお大切にされた教育保育環境を整備し、維持するための費用	0～2歳児 3,000円 3～5歳児 4,000円
教材費、 レンタルおむつ代	教育保育用品、おむつなど	実際に購入や利用した経費（実費）
1号認定子どもに係る給食費（主食費及び副食費）	食材費及び調理費用	月額 5,500円 うち主食費 1,000円 副食費 4,500円
2号認定子どもに係る給食費（主食費及び副食費）	食材費及び調理費用	月額 6,500円 うち主食費 1,000円 副食費 5,500円
その他特別な行事に係る費用	各種行事の実施に際し、発生する費用	実際に要した経費（実費）

2. 時間外保育に係る利用者負担

	利用時間帯	利用料
教育標準時間 (通常期)	① 7:00～8:59	200円／30分
	② 13:01～17:00 (ただし5歳児は 15:01～17:00)	150円／1時間
	③ 17:01～19:00	200円／30分
教育標準時間 (長期休暇期)	上記①と③	200円／30分
	④ 9:00～17:00	150円／1時間
保育標準時間	18:01～19:00	200円／30分
保育短時間	① 7:00～8:59	200円／30分
	② 17:01～19:00	200円／30分

※万が一19時を過ぎた場合…19時01分～ ⇒ 200円／5分ごと

※月極め料金設定なし。兄弟姉妹減免なし。

※諸費用は原則、口座より引落としさせていただきます。

重要事項説明についての同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名：てんじんこども園

説明責任者職名：園長 名村研二郎

私は、てんじんこども園の利用にあたり重要事項の説明を受け同意しました。

令和6年4月1日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____ 印

園児から見た続柄：_____

園児氏名：_____
